

“長寿医療制度”(後期高齢者医療制度)とは、75歳以上の方々の医療費を国民全体で支える仕組みです。

1 75歳以上の方を対象とした独立の医療制度とし、公費を重点的に投入(給付費の5割)

2 都道府県単位で運営

- ・ 国保では、市区町村によって保険料に最大5倍の格差がありましたが、長寿医療制度では、2倍に縮まります。

3 高齢者お一人おひとりが、公平に、保険料を負担

- ・ トータルで従来と同水準の1割です。これまでは、国保など加入する制度によってバラバラでしたが、これからは一本化し、同じ都道府県内で、同じ所得であれば、原則、同じ保険料となります。
- ・ 若い世代の方々の負担(給付費の4割)が重くなり過ぎないように、ご負担をお願いします。
- ・ サラリーマンなどとして働かれている家族が加入している医療保険の被扶養者であった方には、移行措置を講じます。

20年4月～9月は保険料負担を凍結、20年10月～21年3月は本来の保険料の1割負担

4 保険料は、原則として、年金からお支払いいただきます。

- ・ 高齢者の皆様に金融機関の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないためです。また、保険料徴収のための行政の無駄なコストを省くこともできます。

5 75歳以上と74歳以下で受けられる医療に違いはありません。

加えて、お一人おひとりに寄り添って、生活面も含め、丁寧に診ていく医療を提供します。

「高齢者担当医」が心と体の全体を診て、外来から入院先の紹介、在宅医療まで継続して関わる仕組みを導入します。

医師の訪問診療や訪問看護などの在宅医療を充実します。

お一人おひとりにとって、何が変わるの？

—“長寿医療制度”（後期高齢者医療制度）—

ポイント1 75歳以上の方お一人おひとりに、被保険者証を交付します。

これまでは加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚必要でしたが、これからは被保険者証1枚で医療を受けられます。大切に使ってください。

ポイント2 国保と比べ、保険料は、平均的には、これまでよりも低くなります。

一番普及している算定方式によって全国平均の保険料で比較すると、基礎年金や平均的な厚生年金だけで暮らしておられる方は、負担が軽減されます。

- ・ 基礎年金(月額6.6万円)だけの単身 1人 1,000円/月 (←国保 2,800円/月)
- ・ 平均的な厚生年金(月額16.7万円)の単身・夫婦 夫 5,800円/月 (← " 7,700円/月)

国保の保険料の算定方式が長寿医療制度とは異なるなどの自治体において、負担が増える場合もあります。

ポイント3 医療機関に支払う窓口負担は、これまでと同様、原則1割負担
(現役並みの所得がある方は、3割負担)

ポイント4 ご自身の担当医を持つことが可能になります。

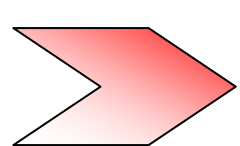
あくまでも、ご本人と医療機関が希望される場合です。
特定の医師にしか診てもらえなくなるわけでもありません。

ポイント5 都道府県単位とし、安定的な運営が可能となります。

<その他のポイント>

- 年金からの保険料のお支払いは、金融機関などで納めていただく手間をなくすため。行政の無駄なコストも省かれます。ご理解下さい。
- サラリーマンに扶養されている方の保険料は、4月～9月は0円、10月～来年3月は本来の保険料の1割負担(平均350円/月)となります。
- 制度を身近で親しみやすいものにするため、通称を「長寿医療制度」としました。

長寿医療制度でここがよくなる！！



ご安心下さい。
今までと同じ医療を受けることができます。

加えて

住み慣れた自宅で自分らしい生活を送りたい方には・・・

☆ 医療関係職種が連携して、多様できめ細かな訪問医療を提供します

- ・ 24時間、長時間の対応など、訪問看護サービスが充実します
- ・ 一生おいしく食べられるよう、歯科訪問診療が充実します
- ・ 飲み忘れ、飲み残しがないうよう、服薬支援が充実します

急に病状が悪化した場合にも・・・

☆ あなたの病状を良く分かっている病院に入院できます（在宅・外来患者の緊急時の入院）

安心して退院できるように・・・

☆ 退院前後の医療・福祉のサポートが充実します（退院支援の計画、退院に向けた指導）

➤ 希望すれば、こうした医療の流れを、**あなたの選んだ担当医が継続して支えてくれます**（高齢者担当医）

- 個々人に**ふさわしい治療計画**を立て、**生活を重視した丁寧な医療**を提供します
- **飲み合わせの悪い服薬も防げます**

さらに

☆ これからは被保険者証1枚で医療を受けられます
(今までは、加入する制度の被保険者証と老人医療受給者証の2枚)

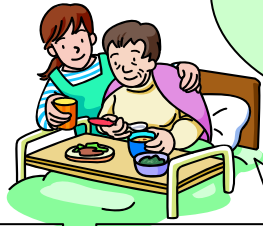
☆ 医療と介護の新しい合算制度を創設しました
(今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
今後、これらに加え、両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定)

例: 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯

自己負担: 年間60万円

自己負担: 年間31万円
(29万円の軽減)

今まで
20年3月まで

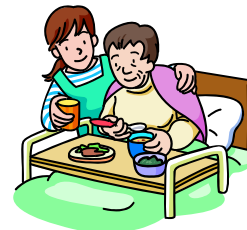


この夫婦が
現役並み所得者なら
109万円
一般所得区分なら
98万円

自己負担 30万円
(医療費 710万円)
医療費の1割を負担。ただし、毎月
の負担の上限あり。(このケースでは、
2万4600円まで)

自己負担 30万円
(介護費 495万円)
介護費の1割を負担。ただし、毎月
の負担の上限あり。(このケースでは、
2万4600円まで)

これから
20年4月から



この夫婦が
現役並み所得者なら
67万円(42万円の軽減)
一般所得区分なら
56万円(42万円の軽減)

医療費と介護費の自己負担を支
払った後、保険者に請求

自己負担限度額(31万円)を超
えた額(29万円)を支給

保険者



保険料に関して、今後皆様の家庭に届く通知

(4月の年金から長寿医療制度の保険料をお支払いいただいていない被保険者に届く通知)

